

松田町立小学校校舎建設事業 募集要領

平成 30 年 12 月

松 田 町

目 次

序 松田小学校の木の学校づくりにあたって

| | |
|----------------|---|
| 松田小学校の校舎建設について | 1 |
| 校舎建設の基本方針 | 1 |
| 校舎建設の主なコンセプト | 2 |

第1 事業内容に関する事項

| | |
|--------------|---|
| 1. 事業名称 | 4 |
| 2. 背景・目的 | 4 |
| 3. 対象建物及び所在地 | 4 |
| 4. 対象業務 | 4 |
| 5. 契約方法 | 5 |
| 6. 契約金額 | 5 |
| 7. 支払い条件 | 5 |
| 8. 事業工期 | 6 |
| 9. 事務局 | 6 |

第2 事業者の募集に関する事項

| | |
|------------------------|----|
| 1. 選定の方法 | 7 |
| 2. 募集及び選定のスケジュール | 7 |
| 3. 募集の手続き | 8 |
| 4. 関係図書等の貸与 | 8 |
| 5. 現地調査 | 9 |
| 6. 募集要領等に関する質問、質問回答の公表 | 10 |
| 7. 参加資格の確認及び結果通知 | 10 |

第3 参加資格に関する条件等

| | |
|-----------|----|
| 1. 参加者の構成 | 11 |
| 2. 参加資格要件 | 11 |
| 3. その他 | 13 |

第4 第1次審査及び第2次審査

| | |
|-----------------|----|
| 1. 第1次審査（資格審査） | 15 |
| 2. 第1次審査提出書類の受付 | 15 |
| 3. 第1次審査結果の通知 | 16 |
| 4. 第2次審査（提案審査） | 16 |
| 5. 第2次審査提出書類の受付 | 16 |

第5 事業者の選定

| | |
|----------------|----|
| 1. 事業者の選定審査方法 | 17 |
| 2. 審査委員会の設置 | 17 |
| 3. 審査の内容 | 17 |
| 4. 審査項目 | 17 |
| 5. 最優秀提案者の決定 | 17 |
| 6. 審査結果及び評価の公表 | 18 |

第6 提出書類・作成要領

| | |
|------------------------|----|
| 1. 第1次審査（資格審査）に関する提出書類 | 19 |
| 2. 応募辞退時に関する提出書類 | 19 |
| 3. 第2次審査（提案審査）に関する提出書類 | 19 |

第7 その他

| | |
|---------------|----|
| 1. 留意事項 | 21 |
| 2. 情報公開及び情報提供 | 22 |

別添資料

- 資料1 仕様書
- 資料2 事業者選定審査基準
- 資料3 様式集

序 松田小学校の木の学校づくりにあたって

松田小学校の校舎建設について

～ いのちを育み、周りの環境や景観に配慮した 町のシンボルとなる魅力ある学校 ～

新しい校舎を建設するにあたっては、将来的な子どもの状況や教育上の課題等を見据え、学校のあり方検討委員会を設置して協議を重ねてきました。

その結果、子どもの「育ち」や「学び」をつなぐ、保育園、幼稚園、小・中学校の一貫教育の推進、地域との関わりを大切にしたい地域とともにある学校、ICT教育や英語教育の推進充実などの方向性が示されました。

また、これまでに開催した地域住民説明会や意見交換会、パブリックコメント（住民からの意見募集）、更には、松田小学校の先生方から現場の要望も頂きました。

これら様々な方からの思いやご意見をもとに、学校のあり方検討委員会の提案も踏まえて計画策定を進めてきました。

地球環境に配慮した機能的で使いやすく、将来の多様な学習活動に利用可能な設計を行うことにより、質の高い教育を旨とし、子どもたちや先生方、利用者や地域の方々にも親しまれ、安全かつ安心して学ぶことができる次世代に向けた先進的な校舎の建設に取り組んでいきます。

校舎建設の基本方針

- ①子どもたちが安心して学習や生活に打ち込める居場所にする。
- ②児童や教職員等、利用者にとって居心地のよい施設にする。
- ③木材を活用し、木の温もりやうるおいのある教室環境を確保する。
- ④障がいのある方や高齢者にも配慮した施設にする。
- ⑤地域の景観や地域の方々の思いや願いに配慮した施設にする。
- ⑥地域の方や保育園・幼稚園・小・中学校職員との交流等にも配慮した施設にする。
- ⑦情報化や国際化など、多様な学習活動に対応できる機能を備える。
- ⑧災害に強く、安全で、避難所としての機能を備えた施設にする。
- ⑨採光や通風など、地球環境に配慮・工夫し、併せて再生可能エネルギーの活用による健康的な室内環境を確保する。
- ⑩将来、小中一貫校にも対応可能な施設とする。

校舎建設の主なコンセプト

1) 木の温もりやうるおいにあふれる子どもにやさしい学校

- ・普通教室を中心に木を活用して温もりのある落ち着いた雰囲気のある教室にする
- ・周囲の自然環境や建物等にも配慮した施設にする
- ・自然採光や自然換気などに配慮した明るく開放的で親しみのある施設にする
- ・敷地の外周には四季を感じることができる植栽を配置する

2) 利用者にとって使い勝手のよい校舎

- ・室内の広さ・明るさ、風通し、廊下の広さ、空調設備等に配慮する
- ・学年集会等の集まりのための多目的ルームまたはスペースを設置する
- ・教育相談、更衣室、倉庫、安全上の設備、教室の配置等を考慮する

3) 障がいのある方や体の不自由な方等にも配慮した施設

- ・各階や体育館に多機能トイレを設置する
- ・スロープなどのバリアフリー化を進める
- ・車椅子対応のエレベーターを設置する

4) 地域に開かれ、地域の方々の学びの場としての校舎

- ・地域の方や保護者等が気軽に使用できるコミュニティルームを備える
- ・図書室や情報機器を兼ね備えた情報センターとしての機能を備える
- ・学童保育や放課後子ども教室に対応して利用や活動がし易い施設にする

5) 情報化や国際化などに対応した設備や機能を備えた校舎

- ・各教室には電子黒板などの多様化に対応できる ICT 環境を備える
- ・無線 LAN などのネットワーク環境を充実させた施設にする
- ・イングリッシュスペースを確保する
- ・諸室の名称サインは、日本語と英語の表記を行う

6) 多様な学習活動や学習形態に対応した施設

- ・少人数学習やチームティーチング学習等の多様な学習活動に備えた施設にする
- ・児童の主体的な学習を支える拠点として、図書室とコンピュータ室の機能を併せ持つメディア室を設置する

7) 安全で、災害に強い避難所としての機能を兼ね備えた校舎

- ・セキュリティ対策として、警備システムやフェンス・門扉などに保安警備に必要な機能を備え、不審者の侵入を防ぐ対策を備える
- ・防災、防犯に配慮した安全・安心な施設にする
- ・子どもたちや地域のための災害備蓄倉庫（食料・備品・資機材）の機能を備える
- ・避難所の設備を備える
- ・緊急車両の出入がしやすい施設にする
- ・強度や耐火を考慮した構造にする

8) 将来、少子化による小中一貫校にも対応可能な校舎

- ・将来的に、同一敷地内に小中一貫校としての建物利用及び校舎棟の増築にも留意した施設とする
- ・小中学生の共有に対応した施設設備をする（職員室や保健室、部活動や体育の授業に備えた体育館やグラウンド、教室や机・椅子等の大きさ、特別教室の机は電動で高さ調整ができるもの等）
- ・園児や児童・生徒、教職員の交流ができる施設にする

9) 衛生的で安全・快適な給食調理室を完備した校舎

- ・衛生的で安全・快適な調理場の確保と充実した設備にする
- ・将来的に外部施設へ配送が可能となるよう整備する

10) 地球環境に配慮した学校

- ・再生可能エネルギーの活用やランニングコスト低減により、省エネルギー施設とする
- ・採光や通風、温度差を利用するなど、自然の力を活用した工夫や設備を導入する
- ・環境省が推奨するゼロ・エネルギー・ビルド（ZEB）仕様を考慮する

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

松田町立小学校校舎建設事業

2. 背景・目的

松田町（以下「本町」という）では、人口減少及び少子高齢化が急速に進み、子どもの数も減少している。

平成28年9月に町に提出された「町立幼稚園、小・中学校の適正規模・配置のあり方に関する提言書」においては、松田小学校及び寄小学校は存続させていくこととなったが、昭和48年に建設された現在の松田小学校は築後45年が経過し、施設が老朽化しており、大規模改修の必要が生じている。現在の敷地内に新たな校舎の建設を行うことを決定した。

本町では、平成28年度に校舎建設基本計画（平成29年3月）を策定した。将来的な本町の教育環境の見直し等、学校校舎建設を取り巻く状況の変化を踏まえ、校舎棟等の規模や概算事業費等の計画の再考を行い、校舎建設事業を実施することとなった。

そこで、本町では、町民や教職員、専門家などの様々な方からの意見をまとめ、建設にあたってのコンセプト（概念）や基本方針をもとに計画や建設を進めていきました。

この計画や建設を進めるにあたって、将来的に本町がめざす教育等、学校校舎建設を取り巻く状況の変化を踏まえて、民間の所有するノウハウや技術力により、コスト削減、工期短縮等を図ることや、木材調達に時間を要するため、設計・施工・工事監理を一括発注での公募型プロポーザル（提案）方式を実施します。

この方式により、民間のもつ柔軟な発想力や技術力、組織の体制、木材確保や豊かな経験等を有する企業の参加を求め、住民の皆様や学校及び町の要望等に最も適した提案をした提案者を採用し、未来を見据えた教育環境の整備・充実を目的とします。

さらには、将来的に本町の小学校及び中学校の児童・生徒数が著しく減少した場合を想定し、同一敷地内に増築することによる小中一貫校も可能となるよう、グラウンドマスタープランの計画・設計を行うものといたします。

3. 対象建物及び所在地

対象建物：松田町立松田小学校（校舎棟、屋内運動場等）

所在地：足柄上郡松田町松田庶子200番地

4. 対象業務

本事業を実施するものとして選定された民間事業者（以下「事業者」という）は以下の業務を行う。

なお、業務内容の詳細は、別添資料「資料1 仕様書」に示す。概略は下記のとおりとする。

- (1) 校舎棟建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- (2) 屋内運動場工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- (3) グラウンド改修工事
- (4) 外構工事等（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- (5) 校舎取り壊し工事
- (6) その他仕様書に記載のある工事
- (7) 上記（1）～（6）の工事の設計業務及び工事監理業務

5. 契約方法

本町は、選定された事業者と随意契約により、設計・施工を一括に発注し、各個別に契約を締結する予定である。

6. 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額（税込価格をいう。）を基本に定めることとする。但し、設定価格は、2,880,000 千円（税込価格、税率 10%を見込む。）とし、本事業に係る設計費、工事監理費、施工費、備品費の合計額とする。

7. 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本町と事業者との間で締結する個別契約に示す。

(1) 設計費（H31 年度に契約）

| 年度 | 支払内容 | 支払限度額 | 備考 |
|-------|------|--------|----|
| 31 年度 | 完了払い | 設計費の全額 | |

(2) 工事監理費（H32 年度に 3 カ年契約）

| 年度 | 支払内容 | 支払限度額 | 備考 |
|-------|------|---------------|-------|
| 32 年度 | 部分払い | 年度出来高額の 90%以内 | 出来高払い |
| 33 年度 | 部分払い | 年度出来高額の 90%以内 | 出来高払い |
| 34 年度 | 完了払い | 工事監理費相当額の残高 | |

(3) 施工費（H32 年度に 2 カ年契約）

※契約時期は文部科学省の補助金等の内定（例年 4 月 20 日頃）以降となる。

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 10 号）による。

(4) 校舎取り壊し工事費（H34 年度に契約）

※契約時期は文部科学省の補助金等の内定（例年 4 月 20 日頃）以降となる。

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 10 号）による。

(5) 外構・グラウンド工事費（H34 年度に契約）

※契約時期は文部科学省の補助金等の内定（例年 4 月 20 日頃）以降となる。

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 10 号）による。

8. 事業工期

契約締結：平成 31 年 6 月中旬

事業工期：契約締結の翌日から平成 35 年 2 月 28 日（火）まで

本事業は文部科学省による国庫補助事業のため、国庫補助の対象となる施工業務は、発注者の指示を受けてから契約及び着手すること。なお、当該指示については、平成 32 年 4 月 20 日頃までに行う予定である。

よって、上記事業期間のうち、設計、施工及び工事監理期間は、原則として、下記のとおりとする。

設計期間：契約締結の翌日から平成 32 年 3 月 31 日（火）まで

施工期間：平成 32 年 4 月 1 日（水）から平成 34 年 12 月 31 日（土）まで

工事監理期間：平成 32 年 4 月 1 日（水）から平成 35 年 2 月 28 日（火）まで

※事業工期については、設計、施工及び工事監理期間を定めているが、本事業全体（設計、建設工事、校舎取り壊し工事、グラウンド工事）として平成 34 年 12 月末までに事業が完了することが可能と判断できる場合には、事業者からの提案される事業工程に基づき、期間等の変更に対応する。

9. 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037

松田町教育委員会 教育課 施設管理係

T E L : 0465-83-7023

F A X : 0465-83-4686

E-mail : kyoiku@town.matsuda.kanagawa.jp

U R L : <https://town.matsuda.kanagawa.jp/>

第2 事業者の募集に関する事項

1. 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者募集及び選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。
なお、スケジュールの変更する場合がある。

| 日程 | 内容 |
|----------------------------------|---|
| 平成30年12月20日(木) | 公告及び募集要領等の配布開始 |
| 平成30年12月20日(木)～ 平成31年1月18日(金) | 現地調査の受付 |
| 平成30年12月27日(木)～ 平成31年1月18日(金) | 関係図書等の貸付申込の受付・配布 |
| 平成31年1月22日(火)～24日(木) | 現地調査 |
| 平成31年1月28日(月)～2月6日(水) | 募集要領等に関する質問の受付 |
| 平成31年2月12日(火) | 募集要領等に関する質問に対する 回答の公表 |
| 平成31年2月13日(水)～2月20日(水) | 1次審査提出書類の受付 |
| 平成31年2月26日(火) | 1次審査結果の通知 |
| 平成31年5月20日(月) | 提案書の受付締切 |
| 平成31年5月下旬 | プレゼンテーション・提案内容確認 |
| 平成31年5月下旬 | 最優秀提案者の決定 |
| 平成31年6月上旬 | 仮契約締結・基本協定書締結 |
| 平成31年6月中旬 | 契約締結 |
| 平成31年6月下旬 | 基本・実施設計委託契約締結 審査講評の公表 |
| 平成32年4月下旬 | 補助金内定後に議会の議決後 建設工事（Ⅰ・Ⅱ期）契約 |
| 平成34年4月下旬 | 補助金内定後に議会の議決後 校舎取り壊し及び屋外運動場整備 等工事契約 |

3. 募集の手続き

募集要領等については、松田町ホームページに掲載するほか、参加希望者を対象に下記の場所にて電子データで配布する。

(1) 配布期間

配布期間：平成30年12月20日（木）～平成31年1月18日（金）まで
※但し、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

(2) 配布場所

配布場所：松田町教育委員会 教育課 施設管理係
配布時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

4. 関係図書等の貸与

本業務に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、松田町立小学校校舎建設基本計画報告書等（以下「貸与資料」という）の電子データを、次のとおり本事業者の応募者のうち、希望者に貸与する。

(1) 貸与申込方法

応募者は、本町のホームページより、「(様式1-2) 松田町立小学校校舎建設基本計画報告書等（電子データ）の貸与申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

なお、メールタイトルには「貸与資料の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

申 込 先：松田町教育委員会 教育課 施設管理係

(2) 申込期限

申込期限：平成31年1月18日（金）午後5時必着

(3) 貸与資料の受領時の手続き

事前に本町へ送信した「(様式1-2) 松田町立小学校校舎建設基本計画報告書等（電子データ）の貸与申込書」に押印し、貸与資料の受領時に提出すること。当該押印済申込書と引換えに貸与資料の貸与を行う。

なお、貸与された貸与資料は、貸与期限内に速やかに本町に返却するものとする。

貸与期間：平成30年12月27日（木）から
平成31年2月18日（月）午後5時必着

(4) 配布期間

配布期間：平成30年12月27日（木）～平成31年1月18日（金）まで
※但し、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

(5) 配布場所

配布場所：松田町教育委員会 教育課 施設管理係

配布時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

5. 現地調査

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に工事場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程及び方法等は、次のとおりである。

(1) 調査日時

調査日時：平成31年1月22日（火）午後2時から

平成31年1月23日（水）午後2時から

平成31年1月24日（木）午後2時から

※調査時間は1時間程度を予定しています。

※現地には駐車場はありません。

(2) 調査方法

ア 本町立会いの下、学校教育に支障のない範囲内で目視により見学すること。

イ メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器等、施設に影響を与えない機器の使用は可能とする。

(3) 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

ア 本事業の応募予定者で参加資格を満たす者

イ 現地調査の実施日に、本募集要領「第3 2. 参加資格要件」を満たしている者

(4) 現地調査の申込方法

ア 申込方法

現地調査を希望する応募者は、本町ホームページより「(様式1-3) 現地調査申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

なお、メールタイトルには「現地調査の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

イ 現地調査の時間

平成31年1月16日（水）午後5時までに申し込みのあったものは、1月17日（木）に本町より、「ア」において使用したメールアドレスへ返信する。それ以降の申し込みについては、1月21日（月）までに返信する。

ウ 留意事項

現地調査中は、教育活動の妨げにならないように十分に留意すること。

エ 申込先

申込先：松田町教育委員会 教育課 施設管理係

オ 申込期限

申込期限：平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 5 時必着

6. 募集要領等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 募集要領等に関する質問受付

募集要領等に記載の内容に関する質疑応答を、以下のアからウに示す要領にて行う。

ア 受付期間

受付期間：平成 31 年 1 月 28 日（月）～ 2 月 6 日（水）午後 5 時必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式 1 - 1) 募集要領等に関する質問書 (Word) に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「募集要領等に関する質問」と明記すること。

受信確認は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時（休庁日であった場合は翌開庁日に実施すること）

ウ 提出先

提出先：松田町教育委員会 教育課 施設管理係

(2) 募集要領等に関する質問回答の公表

募集要領等に関する質問回答は、平成 31 年 2 月 12 日（火）を目途に、本町ホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

7. 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本募集要領「第 3 2. 参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要領「第 4 第 1 次審査及び第 2 次審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格の審査結果の通知

上記(1)の確認結果は、本募集要領「第 4 3. 第 1 次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業プロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

1. 参加者の構成

(1) 参加者の定義

参加者の構成は、次のとおりとする。

- ア 参加者は、本町の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独企業、または複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という）とする。
- イ 構成企業は、本事業の対象工事の設計及び工事監理を行う企業（以下「設計企業」という）及び本事業の対象工事を施工する企業（以下「建設企業」という）の合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- ウ 単独企業または建設企業は、町内または近隣市町の企業を含めた合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- エ 単独企業または構成企業から直接業務の一部を受託し、または請負うものを協力企業とする。

(2) 代表企業の選定

- ア 単独企業または構成企業の中から代表企業を定め、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本町への登録及び提出、ならびに本町からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

(3) 複数応募の禁止

参加グループの単独企業または構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係または人的関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

2. 参加資格要件

(1) 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ア 本公表から契約締結の日までの間に松田町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者

- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び動力団員の経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- オ 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てをしている者または申立てをされている者、または、民事再生法（平成 12 年法律第 255 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。
- キ 本募集要領「第 5 2. 審査委員会の設置」に記載の審査委員が属する法人またはその法人と資本関係または人的関係のある者

（2）設計企業の参加資格要件

本事業の設計及び施工監理業務の中心的役割を担う設計企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 学校基本法第 1 条で規定されている学校の施設で、木造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積 2000 m²以上の新築、改築工事の設計実績と工事監理実績（同一施設でなくても可）を有していること。
なお、当該実績は、告示日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。
- ウ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
- エ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、意匠主任技術者及び構造主任技術者、設備主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。
- オ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理技術者（建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。

(3) 建設企業の参加資格要件

本事業の施工業務の中心的役割を担う建設企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- ア 建設業法第3条第1項の営業所のうち、神奈川県内に本店または建設業法に基づく許可を受けた支店または営業所を有していること。
- イ 国土交通大臣または都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の平成30年4月1日時点の数値が、1400点以上であること。
- ウ 学校教育法第1条で規定されている学校の施設で、木造、鉄筋コンクリート造または鉄筋鉄骨コンクリート造、延床面積2,000㎡以上の新築、改築の施工実績を有していること。なお、当該実績は、告示日から起算して過去10年間に竣工したもので元請負人として受注し、かつ、1つの契約によりなされたものであること。また、共同企業体として有する工事实績については、共同企業体の代表構成員の場合とする。
- エ 建築業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という）を工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。
- オ 配置する監理技術者等は、次の要件を全て満たすこと。なお、事業者選定審査後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。
 - (ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち1名は、一級建築施工監理技士もしくは一級建築士の資格を有する者または建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - (イ) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習終了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (ウ) 上記の「エ」に記載されている学校施設工事の監理経験を有する者であること。
- カ 建設企業と参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある建築コスト管理士（本事業のコスト管理を行う者をいう。）を配置できること。

3. その他

(1) 地元企業の活用について

参加者は、下請や資材調達に当たって、積極的に協力企業として地元企業を活用すること。

(2) 地域産材等の利用について

参加者は、対象建物の内装材等において、積極的に地域産材や町有林等の木材を利用すること。

(3) 連絡方法

第1次審査及び第2次審査において連絡事項等がある場合は、代表企業から行うものとし、本町から連絡事項等がある場合も、代表企業にのみ行う。

第4 第1次審査及び第2次審査

1. 第1次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要領に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を事務局で行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行うものとする。

2. 第1次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む第1次審査書類を、次の（1）から（4）に示すとおり
の要領で本町に提出する。

なお、第1次審査書類の作成については、本募集要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

（1）受付期間

受付期間：平成31年2月13日（水）～2月20日（水）

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）

※但し、土曜日及び日曜日は除く。

※郵送の場合は、2月20日（水）午後5時必着とする。

（2）提出書類

本募集要領「第6 提出書類・作成要領」に記載する以下の必要書類を提出すること。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1) 参加表明書 | (様式集【様式2-1】) |
| 2) 応募者の構成表及び役割分担表 | (様式集【様式2-2】) |
| 3) 委任状 | (様式集【様式2-3】) |
| 4) 設計企業に関する書類 | (様式集【様式2-4】) |
| 5) 建設企業に関する書類 | (様式集【様式2-5】) |
| 6) 建設業許可等の状況 | (様式集【様式2-6】) |
| 7) 設計業務実績 | (様式集【様式2-7】) |
| 8) 工事監理業務実績 | (様式集【様式2-8】) |
| 9) 建設工事業務実績 | (様式集【様式2-9】) |
| 10) 建設工事共同企業体協定書 | (様式集【様式2-10】) |
| 11) 設計・施工・工事監理者に関する書類 | (様式集【様式2-11】) |

（3）提出方法

第1次審査書類は、郵送（配達証明付）または持参する方法により提出すること。

表に「松田町立小学校校舎建設事業 第1次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時に提出を終えない場合、原則、再提出はできない。

（4）提出先

提出先：松田町教育委員会 教育課 施設管理係

3. 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、平成31年2月26日（火）を目途に電子メールにて通知する。

4. 第2次審査（提案審査）

（1）提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、設定価格以内であることを確認する。設定価格を越える場合は失格とする。

なお、応募者が1者の場合も、提案審査を行うものとする。

5. 第2次審査提出書類の受付

参加資格確認通知を受理した者は、次により価格提案書を含む第2次審査提出書類を提出する。なお、第2次審査提出書類は、持参による方法により本町に提出する。

第2次審査提出書類の作成については、本募集要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

2次審査においては、応募者に対して、提出された技術提案書の内容に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という）を実施する。なお、プレゼンテーションの実施については、事前に通知する。

なお、プレゼンテーションに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

（1）提出期日

提出期日：平成31年5月20日（月）午前9時から午後5時まで

（2）提出書類

書類提出する時は、所定の表紙を付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は別途資料「資料3 様式集」による。

（3）提出方法

表に「松田町立小学校校舎建設事業 第2次審査提出書類在中」と朱書きすること。

（4）提出先

提出先：松田町教育委員会 教育課 施設管理係

第5 事業者の選定

1. 事業者の選定審査方法

本事業の事業者の選定審査に当たって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し、選定する。

2. 審査委員会の設置

本町は、事業者の選定審査において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される「松田町立小学校校舎建設事業審査委員会」（以下「審査委員会」という）を設置し、提出された書類の審査を行う。

なお、委員は、以下のとおりである。（敬称略）

| 委員名 | 所属・役職等 |
|-----|--------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

現在選定中・募集予定

事業者の審査前までに、審査委員と本事業に関して接触を持ちまたは持とうとした応募者は失格とする。

3. 審査の内容

審査委員会において、別添資料「資料2 事業者選定審査基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点と提案価格による価格評価点、提案評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

4. 審査項目

審査項目は、別添資料「資料2 事業者選定審査基準」を参照すること。

5. 最優秀提案者の決定

本町は、総合評価点に基づき、最終的な選定審査により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。ただし、優先交渉権者は、できる限り町の要望を聞き、その実現に努めることとする。

本町は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により設計施工一括契約を締結する予定である。但し、最優秀提案者が事業契約を締結しない場合は、本町は次点提案を行った優秀提案者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

6. 審査結果及び評価の公表

(1) 最優秀提案者の公表

本町が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面で通知する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本募集要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。

イ 最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本募集要領「第5 2. 審査委員会の設置」に示す委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり、接触をした場合。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取り消し

本町は、選定した事業者が契約締結までに本募集要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取り消すことができる。但し、やむを得ない事由による場合は、本町と協議を行うこととする。

(4) 審査評価の公表

本町は、事業者選定審査後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を本町ホームページを通じて公表する。審査講評の公表時期は平成31年6月頃を予定している。

第6 提出書類・作成要領

1. 第1次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、（様式2-1）から（様式2-10）について、所定の部数を一括して提出すること。

2. 応募辞退時に関する書類提出

第1次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「（様式3-1）応募辞退書」を提出すること。

3. 第2次審査（提案審査）に関する提出書類

（1）一般的事項

第2次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

「（様式4-1）価格提案書」「（様式4-2）提案価格内訳書」は、封筒に入れ、厳封すること。（様式5-1）から（様式5-3）は1冊とし、表紙を付けて、所定の部数を提出すること。但し、正本には「（様式4-3）誓約書」を綴ることとする。

また、それぞれの電子ファイルをCD-RまたはDVD-Rに書き込み、クローズした上で提出すること。

その他、下記のアからキまでの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、本町より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 正本については応募者名を付け、副本については住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付けない（規定のある場合を除く。）。

ウ 応募書類の変更、差替えまたは再提出は一切認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料3 様式集」を参照すること。

オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うため、着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

キ 透視図や各計画図等へ模型写真をカットとして表現することは認める。なお、模型の提出等がある場合は、事前に申し出をすること。

ク プロポーザル中は、録音及び録画をする。

（2）価格提案書

価格提案書は、本募集要領「第1 6. 契約金額」を踏まえた金額の総額（税込価格、税率10%を見込む）とすること。

(3) 技術提案書及び設計図面

提案書及び設計図面を1冊にまとめ、表紙(様式5-1)を付けて、A3横長左綴じで「正本1部」及び「副本10部」を提出する。また、第2次審査(提案審査)に関する提出書類のうち、技術提案書(様式5-1・様式5-2)及び設計図面(様式5-3)の電子媒体(CD-RまたはDVD-Rに書き込み、クローズすること)を1セット提出する。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第7 その他

1. 留意事項

(1) 応募要領の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要領（本募集要領の他に、別添資料「資料1 仕様書」「資料2 事業者選定審査基準」「資料3 様式集」「資料4 契約書案」を含む。）の記載内容を承諾したものととする。

(2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権。実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

但し、本町が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象であることを過失無くして知らなかった場合には、本町が責任を負う。

ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「松田町情報公開条例」第5条に基づき、非公開の対象とする。

エ 町の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他町が必要と認める時には、本町は、提案書の全部または一部を無償で使用するができるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本町のホームページを通じて行う。

本募集要領に定めることのほか、プロポーザル実施にあたって必要な事項が生じた場合においては、本町のホームページを通じて情報提供を行うほか、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

